

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.22  
2012年8月9日発行



2007年12月15日、  
三郷市文化会館で「三郷生活保護裁判を支援する会」結成総会



2007年10月31日の  
裁判傍聴から始まり、  
12月15日の「支援する  
会」結成以降、多くの



裁判傍聴をいただきま  
した。そして裁判所に  
入り切れない方々に、

## 三郷生保裁判いよいよ、 十一月七日結審

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、21回の口頭弁論が行われました。2011年8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われ、その日裁判長より和解の話があり、その後、和解更新協議が7回行われましたが、原告の納得いくものではなかったため、和解協議を打ち切り、2012年6月19日原告本人尋問が行われました。その後裁判の進行協議が2回おこなわれた後、11月7日(水)の午前10時30分から101法廷で結審となりました。支援者のみなさまには、傍聴のお願いと「新しい署名」の取り組みをお願いします。



「生活保護の申請権」を認める判断が下されれば、多くの申請をしなくともできないという方々への励ましとなるとともに、私たちの求めた「人が人として生きる権利を取り戻す」第一歩となるものと考えます。どうか、最後までのご支援をお願い致します。

裁判終了後、原告弁護団より裁判説明会を行ない支援が呼びかけられてきました。

また、「支援する会」は、市民の理解をお願いし、被告である三郷市の地元三郷駅での宣伝や、裁判所のある浦和駅にて、宣伝を続け

てきました。そして多くの支援者の思いのこもった「公正な審理と判決を求める署名」は今まで、3万3千276筆をさいたま地裁に提出しました。

今、生活保護へのパッシングが相次いでいます。この裁判の間う

### 「結審」の傍聴と新しい署名

日時：二〇一二年十一月七日(水)

午前十時三十分～十二時

傍聴の抽選は、午前十時です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館二階で開催されます。

★「公正な判決を求める署名」を十月までにご  
お願い致します。

6月19日原告尋問  
緊張に耐え  
尋問に答える



今後の支援のお願い  
裁判傍聴と新しい署名

### 今後の裁判について

次回裁判期日は、二〇二二年七月十日（火）の弁論準備期日で決まります。  
決まりましたら、埼玉社保協のホームページにアップします。七月十七日以降ご確認下さい。  
また、新しい署名もホームページから取れます。